第２　令和８年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和７年（2025年）９月30日教育長決定）

この要項は、令和８年度（2026年度）の道立高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者、専攻科の入学者及び道外からの推薦による出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

１　募　集　人　員

別に告示するところによる。

２　出　願　資　格

道立の高等学校（以下「高等学校」という。）に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和８年（2026年）３月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和８年（2026年）３月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和８年（2026年）３月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【留意事項】
道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

３　出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第１号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

なお、同規則第１条第３項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き１年を超える期間海外に在留し、帰国後３年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

４　出　願　で　き　る　学　科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第２志望」又は「第３志望」を認める。

(1) 第　２　志　望

２以上の学科を設置している高等学校への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第２志望とする場合

(2) 第　３　志　望

３以上の学科を設置している高等学校への出願において、第１志望及び第２志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

【留意事項】

出願者が普通教育を主とする学科のいずれかの学科を第２志望又は第３志望とした場合において、出願者の保護者（出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）。以下同じ。）の住所が通学区域規則第２条に定める通学区域に存しないときは、同規則第３条又は第４条の規定が適用されること。

なお、普通教育を主とする学科とは、普通科、地域探究科及び文理探究科（以下「普通科等」という。）を指す。

５　出　願　の　受　付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受　付　期　間	受　付　時　間
令和８年（2026年）１月19日（月）～ 令和８年（2026年）１月22日（木）	９：00～16：30 （22日は12：00までとする。）

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和８年（2026年）２月27日（金）までとする。

６　出　願　の　手　続

(1) 出 願 者 の 手 続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和８年（2026年）３月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）４月１日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

１　成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。

２　公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア　入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第８号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第３号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受　付　期　間
令和７年（2025年）12月５日（金）～令和８年（2026年）１月22日（木）

【留意事項】

１　入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和８年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれＡ４用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

２　入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(2) 入学願書の「出願学科」の欄の入力に当たっては、２以上の学科が設置されている学校において第２志望又は第３志望を希望しない場合は、「第２志望」は「－（第２志望なし）」を選択し、「第３志望」は「－（第３志望なし）」を選択すること。

(3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

(4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「○○方」、「○○マンション○○号室」等詳細に入力すること。

(5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ　写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式１）

出願前６か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10ＭＢ以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前６か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦７cm・横５cm）を写真台紙に貼り付けること。

ウ　住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和８年（2026年）１月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ　隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第４条第１項第２号又は第３号の規定により出願する者は、同条第３項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

【留意事項】
あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和７年（2025年）12月５日（金）正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和７年（2025年）12月12日（金）までに行うこと。
なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

オ　個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後５年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア　入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式２）を添付すること。

【留意事項】
１　収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができること。
２　出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
３　出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。
４　受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ　個人調査書

中学校長は、令和８年（2026年）２月13日（金）から２月18日（水）正午までに、高等学校長に個人調査書（別記様式３）を送付すること。

なお、中学校卒業後５年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）については、個人調査書の作成を要しない。

【留意事項】
１　個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
２　中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
３　校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
４　個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和８年（2026年）２月18日（水）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
５　個人調査書の記載については、この要項の別記様式３の「備考　個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
６　個人調査書を高等学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(3) 高等学校長の手続

ア　高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式４）を当該中学校長に交付すること。

イ　受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和８年（2026年）２月３日（火）から２月13日（金）までとする。

【留意事項】
受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

ウ　入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式５）に記入すること。

7　出 願 状 況 の 発 表

令和８年（2026年）１月22日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区　　分	期　　日	時　　間	場　　所
全　　道（発表）	**１月26日（月）**	10：00	学力向上推進課ウェブページ

8　出　　願　　変　　更

(1) 一 般 の 場 合

ア　出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科又は他の高等学校の同一の課程の学科に１回出願を変更することができる。

【留意事項】
出願者が普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が通学区域規則第２条に定める通学区域に存しないときは、同規則第３条又は第４条の規定が適用される。

イ　出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受　付　期　間	受　付　時　間
令和８年（2026年）１月27日（火）～ 令和８年（2026年）２月２日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	**９：00～16：30 （２日は16：00までとする。）**

ウ　出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式６）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ　高等学校長の手続

(ｱ) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書（別記様式７）を交付すること。

(ｲ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和８年（2026年）２月６日（金）までに出願変更通知書（別記様式８）、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

(ｳ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和８年（2026年）２月13日（金）までに受検票を交付すること。

オ　出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ｱ) 中間発表

区　　分	期　　日	時　　間	場　　所
高等学校（掲示）	**１月29日（木）**	16：30	各 高 等 学 校
全　　道（発表）		**当日中**	学力向上推進課ウェブページ

(ｲ) 最終発表

区　　分	期　　日	時　　間	場　　所
全　　道（発表）	**２月12日（木）**	10：00	学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】

１　中間発表は、別記様式21の２の「倍率 $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。

２　中間発表については、令和８年（2026年）１月29日（木）正午現在の数とする。

(2) 特　別　の　場　合

ア　全日制の課程の場合

(ｱ) 出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。

【留意事項】

１　全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤（内定）等に伴い令和８年（2026年）４月７日（火）までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願を変更することができる。この場合、転勤（内定）証明書等その事情を証明する書類を添付すること。

２　出願を変更しない場合は、通学区域規則第３条又は第４条の適用を受ける。

(ｲ) 出願後において、普通科等以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願を変更することができる。ただし、全日制の課程の普通科等に出願を変更しようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

【留意事項】
普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の新住所が通学区域規則第２条に定める通学区域に存しないときは、同規則第３条又は第４条の規定が適用される。

(ｳ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

イ　定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定（内定を含む。）又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願を変更しようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ　特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ　特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

【留意事項】
当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願を変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

【留意事項】
１　出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。
(1) 道立高等学校間における場合
当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
ア　入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。
イ　全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
ウ　入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
エ　中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。
(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合
ア　出願者は、新たに作成する入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書は、「６　出願の手続」の(1)のア（札幌市立高等学校への出願変更の場合は、札幌市所定の方法）により作成し、入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ　当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
(ｱ) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
(ｲ) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
(ｳ) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合
ア　出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
イ　当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。

(4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。
ア　入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
イ　前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の（　）内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の（※）内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。

２　出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和59年（1984年）12月１日付け教高第1171号教育長通達）（183ページ）を参照すること。

９　学　　力　　検　　査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

【留意事項】
問題用紙等の送付及び保管
１　学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。
２　小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォーム等により報告するとともに、厳重に保管すること。
３　「８　出願変更」、「12　委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア　検査期日

学力検査の期日は、令和８年（2026年）３月４日（水）とする。

イ　検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ～ 10:15	10:35 ～ 11:30	11:50 ～ 12:45	13:35 ～ 14:30	14:50 ～ 15:45
教　　科	第１部 **国　語**	第２部 **数　学**	第３部 **社　会**	第４部 **理　科**	第５部 **英　語**

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第５部の検査時間の中に含む。

ウ　解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭５分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

【留意事項】

１　問題用紙及び解答用紙

(1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和８年度
第　○　部
（教科）

問題用紙
解答用紙　　各○○部入り

注意事項　　開封は、検査室において行うこと。

(2) 封筒は、教科別に５種類である。ただし、第５部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。

(3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れてある。

(4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。

(5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

２　正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和８年度
第　○　部
（教科）

正 答 表　　○部入り

注意事項　　当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(4) 出　題　の　方　針

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく出題する。

なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア　受検票

イ　鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ　上履き及び昼食

【留意事項】

１　受検場の設営

(1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。

(2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

２　学力検査の実施

(1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。

(2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。

(3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。

(4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。

(5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。

(6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。

(7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

３　答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

４　問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること又は校内等に掲示することは差し支えない。

10　面　　接　　等

(1) 全日制の課程に係る面接

ア　高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

> 【留意事項】
> アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。なお、この要項における大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科を指す。

イ　令和８年（2026年）３月５日（木）に行うこと。ただし、これにより難い場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

(2) 全日制の課程に係る実技

ア　高等学校長は、学科ごとに出願者の全員（第２志望の者を含む。）について、実技を行うことができる。

イ　令和８年（2026年）３月５日（木）に行うこと。

> 【留意事項】
> 体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること。）。

(3) 定時制の課程に係る面接

ア　出願者の全員について行うものとする。

イ　令和８年（2026年）３月４日（水）に行うこと。

> 【留意事項】
> 面接等を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に申し出ること。）。

11　学力検査及び面接等の会場

(1) 学力検査の受検場及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、次の手続により羽幌町焼尻総合研修センター（以下「特設受検場」という。）で受検することができる。

> 【留意事項】
> 羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、令和８年（2026年）１月19日（月）までに留萌教育局長に連絡すること。

ア　特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願（別記様式９）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ　特設受検場受検願の受付日は、令和８年（2026年）１月22日（木）及び１月23日（金）とする。

ウ　出願先の高等学校長は、令和８年（2026年）１月28日（水）までに特設受検場受検承認書（別記様式10）を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】
推薦入学者選抜において合格内定とならなかった者が、再出願をする場合の取扱いについては、次のとおりとする。
１　特設受検場受検願の受付日は、令和８年（2026年）２月19日（木）とする。
２　出願先の高等学校長は、令和８年（2026年）２月26日（木）までに特設受検場受検承認書を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

エ　出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を令和８年（2026年）２月26日（木）正午までに留萌教育局長に送付すること。

オ　留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

カ　特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】
留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

12　委　　託　　受　　検

離島及び５級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること（以下「委託受検」という。）ができる。

(1) 委託受検を希望する者は、委託受検願（別記様式11）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

(2) 委託受検願の受付日は、令和８年（2026年）１月22日（木）及び１月23日（金）とする。ただし、「８　出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。

(3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和８年（2026年）１月28日（水）までに委託受検承認書（別記様式12）を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

(4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和８年（2026年）２月26日（木）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

(5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

(6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】
委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

13 追　　検　　査

(1) 対　　象　　者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（定時制の課程における面接を含む。以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ　その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出 願 の 手 続

ア　中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

【留意事項】
高等学校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、終了時点受検者数とともに所轄の教育局に報告すること。

イ　出願者は、令和８年（2026年）３月５日（木）午後４時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】
１　中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。
２　中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

ウ　追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和８年（2026年）３月６日（金）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】
高等学校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

(3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

ア　検査期日

学力検査の期日は、令和８年（2026年）３月11日（水）とする。

イ　学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

ウ　実施内容

「９　学力検査」の(2)イ及びウによる。

エ　検査教科及び配点

「９　学力検査」の(3)による。

オ　出題の方針

「９　学力検査」の(4)による。

カ　受検者の持参すべきもの

「９　学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接等の実施

ア　全日制の課程に係る面接、実技

高等学校長は、本検査で面接、実技を行った場合は、学力検査終了後に行うこと。ただし、これにより難い場合は令和８年（2026年）３月12日（木）又は３月13日（金）に行うことができる。

イ　定時制の課程に係る面接

令和８年（2026年）３月11日（水）に行うこと。

(5) 委託追検査受検

離島及び５級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で追検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において追検査を受検すること（以下「委託追検査受検」という。）ができる。

ア　委託追検査受検を希望する者は、令和８年（2026年）３月５日（木）午後４時までに委託追検査受検願（別記様式15）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】
やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で委託追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

イ　出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和８年（2026年）３月６日（金）正午までに委託追検査受検承認書（別記様式16）を中学校長を経由して、委託追検査受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

ウ　出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和８年（2026年）３月６日（金）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

エ　委託先の高等学校長は、追検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

オ　委託追検査受検をする者は、追検査の当日、委託追検査受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】
委託先の高等学校長は、委託追検査受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

14 入 学 者 の 選 抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとすること。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 全日制の課程に係る選抜

ア　次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ｱ) 個人調査書（中学校卒業後５年を経過した出願者を除く。）

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(ｲ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は１～３教科、得点の倍率は1.5～２倍とする。

(ｳ) 面接、実技を行った場合は、その結果

イ　特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ　入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ｱ) 募集人員の70％程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(ｲ) 募集人員の15％程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ｳ) 募集人員の15％程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

1　ウの(ｱ)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で（小数第１位を四捨五入する。）相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の㋒の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相　関　表

	学力検査の成績 ／ 各教科の評定の記録	1 500 〜 481	2 480 〜 461	3 460 〜 441
A	315〜296			
B	295〜276			
C	275〜256			

注１　各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」……の段階とする。ただし、最終の段階「Ｍ」は、75点以下とする。

注２　学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「１」、「２」、「３」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注３　推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2　選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(ｱ)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(ｱ)において合格とならなかった者を対象に、ウの(ｲ)、(ｳ)の方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、ウの(ｲ)、(ｳ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3　ウの(ｲ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4　ウの(ｳ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5　採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ　出願学科について、第１志望のほか第２志望があるときは、できるだけ第１志望を優先して、選抜を行うこと。

オ　第３志望については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

(2) 定時制の課程に係る選抜

ア　次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ｱ) 個人調査書（中学校卒業後５年を経過した出願者を除く。）

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(ｲ) 面接の結果

イ　特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

15 合　格　発　表

高等学校長は、令和８年（2026年）３月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】
高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

16 合 格 者 の 追 加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和８年（2026年）３月18日（水）に行うものとする。

【留意事項】
１　入学意思の確認
(1) 中学校長は、合格者に対し、令和８年（2026年）３月17日（火）午後３時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。
(2) 中学校長は、令和８年（2026年）３月18日（水）午前９時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。
(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。
２　追加合格
(1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和８年（2026年）３月18日（水）午前９時30分から午後４時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。
(2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和８年（2026年）３月18日（水）午後４時30分までに高等学校長に報告すること。
なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和８年（2026年）３月19日（木）午後４時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

17 第　２　次　募　集

(1) 第２次募集を行う場合

ア　合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ　合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区　　分	期　　日	時　　間	場　　所
高等学校（掲示）	３月19日（木）	９：00	各高等学校
全　　道（発表）	３月19日（木）	当日中	学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】
第２次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第２次募集人員とする。

(3) 出　願　資　格

出願資格は、「２　出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

ア　当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）

イ　推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

(4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「３　出願できる高等学校」に定めるところによる。

(5) 出　願　の　受　付

第２次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受　付　期　間	受　付　時　間
令和８年（2026年）３月23日（月）～ 令和８年（2026年）３月24日（火）	９：00～16：30

(6) 出　願　の　手　続

ア　出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。

イ　受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を出願先の高等学校長に送付すること。

【留意事項】
当初の入学者選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

ウ　出願者は、入学願書（手書き用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第８号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第３号様式））その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】
第２次募集の出願に当たっては、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

エ　さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ　上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ　中学校長は、「６　出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和８年（2026年）３月25日（水）までに出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ　高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】
１　第２次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
２　第２次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「14　入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

(8) 合格発表

高等学校長は、令和８年（2026年）３月27日（金）までに合格者に通知すること。

(9) 定時制の課程における第２次募集終了後の対応

ア　第２次募集終了後の選抜

定時制の課程において、第２次募集を行ってもなお合格者の数が募集人員に満たしていない状況で、かつ高等学校長が認めた場合、第２次募集後の選抜を行うことができる。

イ　出願資格

出願資格は、「２　出願資格」と同様とする。

ウ　出願の受付

第２次募集終了後の選抜による出願の受付期間は、令和８年（2026年）４月17日（金）までとする。

エ　出願の手続

出願の手続は、「17　第２次募集」の(6)のア～オ及びキと同様とすること。また、中学校長は、「６　出願の手続」の(2)のイに定める書類を、出願先の高等学校長が求める日までに提出すること。

オ　入学者の選抜

入学者の選抜については、「14　入学者の選抜」の(2)に定めるところによる。

カ　合格発表

高等学校長は、選抜後速やかに合格者に通知すること。

【留意事項】
高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

18　道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア　保護者の住所が道外に存する場合で、令和８年（2026年）４月７日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ　出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和８年（2026年）２月27日（金）までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「６　出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式20）を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

なお、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

【留意事項】
１　オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。
２　定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

19　学力検査の得点の情報提供

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

出願した高等学校とする。

(3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 情報提供の期間

令和８年（2026年）３月18日（水）から令和13年（2031年）３月31日（月）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、各高等学校においては受付窓口を設置するなどして対応すること。なお、各高等学校長は必要に応じ、集中受付日を別途設定することができる。

集　中　受　付　期　間	受　付　時　間
令和８年（2026年）３月18日（水）～ 令和８年（2026年）３月26日（木） （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	９：00～15：00

【留意事項】
１　受検者等の確認方法
(1) 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。
(2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第３項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。
２　その他
受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

20　北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技の実施	11月６日(木)	この日まで	電 話又はN.S.	11月13日(木)まで	N.S.	別記様式27
	2	出願状況	１月23日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21
	3	出願変更の状況（中間）	１月29日(木)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2
	4	出願変更後の出願状況	２月４日(水)	11:00まで	同上	２月５日(木)10:00まで	同上	別記様式21の2
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	HARPフォーム			受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	２月26日(木)	10:00まで	電 話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式21の2
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	２月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26
	8	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	３月３日(火)	16:30まで	同上	17:15まで	電 話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	３月４日(水)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	10	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	1 開始の異常の有無
						10:30まで	N.S.	2 本検査受検者数（他校に委託した受検者を含む。） 3 本検査欠席者数（出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。）
	11	事故発生とその対応状況（検査の遂行に支障のある場合に限る。）		その都度直ちに	電 話	直ちに	電 話	緊急措置の内容等
	12	学力検査終了状況		終了後直ちに	電 話又はN.S.	管内取りまとめ後直ちに	N.S.	終了時刻、検査状況等
	13	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	14	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	同上	同上	同上	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	15	追検査の受検を希望する者の状況及び数		同上	同上	同上	同上	追検査受検希望者数（終了時点受検者数とともに報告する。）
学力検査日後	16	面接等の終了状況（全日制）	３月５日(木)	同上	同上	同上	同上	終了時刻、検査状況等
	17	追検査を受検する者の数	３月６日(金)	10:00まで	電 話	12:00まで	C.S.	別途指示
	18	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	３月10日(火)	17:00まで	同上	17:30まで	電 話	警備依頼先、校内の異常の有無

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
追検査日	19	検査当日の交通及び天候状況	３月11日(水)	5:30まで	電 話	6:00まで	電 話	交通障害の有無、天候の状況等
	20	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	1 開始の異常の有無
						10:30まで		2 追検査受検者数（他校に委託した受検者を含む。） 3 追検査欠席者数（出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。）
	21	事故発生とその対応状況（検査の遂行に支障のある場合に限る。）		その都度直ちに	同上	直ちに	同上	緊急措置の内容等
	22	学力検査終了状況		終了後直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況
	23	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	24	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	電 話又はN.S.	同上	N.S.	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	25	面接等の終了状況（全日制）	３月12日(木)	同上	電 話	同上	電 話	終了時刻、検査状況等
追検査日後	26	合格者数及び欠員	３月17日(火)	10:00まで	電 話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式22
	27	追加合格者数及び第２次募集の人員	３月19日(木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23
	28	第２次募集の合格者数	３月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24
	29	入学者選抜実施結果状況調査票	４月20日(月)	この日まで	文 書又はN.S.	４月28日(火)まで	文 書又はN.S.	別途指示
	30	定時制の第２次募集終了後の選抜による入学者数	４月22日(水)	10:00まで	電 話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式25

※ C.S.は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。
※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。
※ HARPフォームは、北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォームのことである。

21 そ の 他

(1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 出願者が作成する書類（ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。）については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

(3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(4) この要項により難い場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

１ 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付

２ 委託受検及び委託追検査受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付

３ 第２次募集における学力検査成績証明書の、さきに受検した高等学校長から出願先の高等学校長への送付